

レンタルテレビ等仕様書

平成29年（2017年）7月26日

市立豊中病院

1 機器及び設置台数

(1) 今回

機器名	①テレビ	②DVDプレイヤー	③冷蔵庫	④テレビ用 カードタイマー	⑤貴重品ボックス	⑥テレビ台 (床頭台)
台数	577台	577台	450台	577台	560台	560台・
設置場所	個室110台 総室446台 透析室7台 外来化学療法室14台	個室110台 総室446台 透析室7台 外来化学療法室14台	総室446台 陣痛室4台	個室110台 総室446台 透析室7台 外来化学療法室14台	個室110台 総室446台 陣痛室4台	個室110台 総室446台 陣痛室4台
設置条件	透析室は床頭台なして、 独立の台等が必要。外来 化学療法室はリクライニ ングシートに患者さんが 見やすいように台等を用 意すること		・ペルチェ式 ・開閉引出し式 ・庫内灯付	・1円単位で読取が可 能で、カードの残数の 表示 ・当院で販売するカー ドのみ使用可 ・テレビカードが盗難 に遭わないよう工夫す ること	鍵はプラスチックの カードタイプ	・基本①～⑤の機器 が収納できること ・テレビが180度 以上回転できること ・ストップ付キャ スターがついている こと ・F☆☆☆☆認定品か つトルエン・キシレ ンを含まない材を使用 すること ・陣痛室にはテレ ビ・DVDは不要。
現行仕様 (参考)	・液晶式カラーテレビ (パナソニック製) ・19インチ ・リモコン付 ・イヤホンジャック付	・LG製ブルーレイプ レイヤー	・容量20ℓ ・ペルチェ式 ・開閉引出し式 ・庫内灯付 ・24h/200円	・1円単位で読取が可 能で、カードの残数の 表示 ・当院で販売するカー ドのみ使用可	高さ85mm 幅184mm 奥行き290mm	高さ1763mm 幅485mm 奥行き465mm

機器名	⑦全自動洗濯機・	⑧乾燥機	⑨全自動洗濯 乾燥機	⑩カード 販売機	⑪イヤホン 販売機	⑫カード 精算機
台数	12台	12台	12台	4台	3台	2台
設置場所	各病棟洗濯室	各病棟洗濯室	各病棟洗濯室	3、5、7階テ イルーム 外来化学療法室付近	3、5、7階テ イルーム	1階中央ホール 1階防災センター前
設置条件	洗濯機 ・単相100V ・洗濯、脱水容量4.5k g以上	乾燥機 ・単相100V ・乾燥容量4.5kg以 上	・単相100V ・洗剤投入機能を内 蔵すること ・洗濯容量4.5kg以 上 ・乾燥容量3.0kg以 上	・販売するカードは当 院のみで使用可能。 ・売上げ金額、カード 販売数、集金日時等の 自動集計機能を有し、 その内容をプリントア ウト可。		・10円単位で精算 可能なこと ・当院のカードのみ 精算が可能なこと ・精算手数料なし ・精算金額、精算回 数、集金日時等の自 動集計機能を有し、 その内容をプリント アウト可。
現行仕様 (参考)	洗濯機 ・単相100V ・1行程100円 ・洗濯、脱水容量4.5kg	乾燥機 ・単相100V ・乾燥容量4.5kg ・30分100円	・単相100V ・洗濯容量4.5kg ・乾燥容量3.0kg ・1工程130分 500円	・販売するカードは当 院のみで使用可能。 ・売上げ金額、カード 販売数、集金日時等の 自動集計機能を有し、 その内容をプリントア ウト可。	1個200円	・10円単位で精算 可能なこと ・当院のカードのみ 精算が可能なこと ・精算手数料なし ・精算金額、精算回 数、集金日時等の自 動集計機能を有し、 その内容をプリント アウト可。

※4南病棟全室(個室12、総室20)に床頭台が増設。

(2) 現行 (参考)

機器名	①テレビ	②冷蔵庫	③テレビ用 カードタイマー	④貴重品ボックス	⑤テレビ台 (床頭台)
台数	537台	430台	537台	524台	524台・
設置場所	個室98台 総室426台 透析室7台 4南6台	総室426台 陣痛室4台	個室98台 総室426台 透析室7台 4南6台	個室98台 総室426台 陣痛室4台	個室98台 総室426台 陣痛室4台
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ・透析室は専用台にストッパー付キャスター有り ・4南病棟は専用台にDVDプレイヤー付を設置。 		盗難防止機能付き ※4南は除く	鍵はプラスチックのカードタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の機器が収納できること ・テレビが180度以上回転できること ・ストッパー付キャスターがついていること ・陣痛室に冷蔵庫が使用できる床頭台あり。
現行仕様 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・液晶式カラーテレビ(パナソニック製) ・19インチ ・リモコン付 ・イヤホンジャック付 	<ul style="list-style-type: none"> ・容量20ℓ ・ベルチェ式 ・開閉引出し式 ・庫内灯付 ・24h/200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位で読取が可能で、カードの残数の表示 ・当院で販売するカードのみ使用可 ・76時間/1000円 	高さ85mm 幅184mm 奥行き290mm	高さ1763mm 幅485mm 奥行き465mm ・ブルーレイプレーヤー

機器名	⑥全自動洗濯機と乾燥機	⑦全自動洗濯乾燥機	⑧カード販売機	⑨イヤホン販売機	⑩カード精算機
台数	23台	1台	3台	3台	2台
設置場所	各病棟洗濯室	各病棟洗濯室	3、5、7階デイルーム	3、5、7階デイルーム	1階中央ホール 1階防災センター前
設置条件	洗濯機 ・単相100V 乾燥機 ・単相100V ※ただし、⑦の全自動洗濯乾燥機を23台設置でも可	・単相100V			
現行仕様 (参考)	洗濯機 ・単相100V ・1行程100円 洗濯、脱水容量4.5kg 乾燥機 ・単相100V ・乾燥容量4.5kg ・30分100円	<ul style="list-style-type: none"> ・単相100V ・洗濯容量4.5kg ・乾燥容量3.0kg ・1工程130分500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売するカードは当院のみで使用可能。 ・売上げ金額、カード販売数、集金日時等の自動集計機能を有し、その内容をプリントアウト可。 	1個200円	<ul style="list-style-type: none"> ・10円単位で精算可能なこと ・当院のカードのみ精算が可能なこと ・精算手数料なし ・精算金額、精算回数、集金日時等の自動集計機能を有し、その内容をプリントアウト可。

※現行 施設使用料：¥627,420/月(消費税込み)

2 周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。

(1) テレビ

- ア 必要がある場合はアンテナ等配線工事を施工すること。
- イ 病院で自主作成した映像コンテンツを無料放送できる装置を設けること。
頭出し・早送り・巻き戻しが可能であること。
- ウ DVDが視聴できること。
- エ 管理棟3階外来化学療法室内にテレビを視聴できるように現地ソファサイズに合わせて、治療中の患者さんが見やすいように工夫した装置を設けること(14台)。
- オ 床頭台に設置するTVは現行タイプでは不便なので、臥床状態の患者さんが上を向いても観やすいように工夫すること。
- カ 2F人工透析室用に患者さんがベッドで治療するにあたり、テレビ、DVDが見られるように工夫した物を設置すること。

(2) ランドリーシステム

- ア 配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。
- イ 全自動洗濯乾燥機(ドラム式)を洗剤投入機能付きで各病棟1台用意すること。
- ウ 洗濯機と乾燥機をセパレートで各病棟1セット用意すること。

(3) 床頭台

- ア 洋服掛けを床頭台に組み込むこと。(サイズについては総室内にあわせて、利用しやすいサイズを確認して提案すること。個室には洋服掛け、冷蔵庫は不要。)
- イ スライド台の開閉について、開途中でも固定できる機能を設けること。
(現状の床頭台の場合)
- ウ 引き出しの中に入れた書類が冷蔵庫の裏に落ちないように工夫すること。
(現状の床頭台の場合)
- エ 床頭台の一番上のスペースには置いた物が滑り落ちないように柵等を設け工夫すること。
- オ リモコンが落ちて損傷しないようにまた、紛失しないよう紐等を取付けること。
床頭台左右どちら側でも取付可能とすること。
- カ 貴重品入れのサイズを現状(100ミリ×280ミリ×200ミリ)よりも大きくし、長財布等が余裕で入るサイズとする。
- キ タオル掛けは収納式とし、突起しないようにすること。
- ク キャスターを4輪ロックでき、転倒しにくい構造とすること。(大地震等でベッドに倒れないよう工夫すること。)

ケ 3南病棟 陣痛室に冷蔵庫有り、テレビ、DVD 無しの床頭台 4 台、新聞仕切りを設置するのにあわせて工夫したものを設置すること。

(4) その他

ア 3南病棟 陣痛室に間仕切りを3ベッド分、採光枠があるものを現地あわせて、設置すること。

イ 各病棟に設置している2ドアのロッカーを撤去処分すること。

ウ 今回、新規に4南病棟へ床頭台を増設する関係（個室、総室共）で、現在設置している旧床頭台を撤去処分すること。

3 許可の目的及び形態

市立豊中病院（以下「病院」という。）では、入院患者さんのアメニティの向上を図ることを目的とし、地方公営企業法第33条第1項第3号の規定に基づきテレビ・床頭台等を専門業者が設置することを、許可するものである。

4 許可期間及び範囲

- (1) 許可する期間は、平成30年1月1日から起算して5年とする。なお、行政財産使用許可申請の手続は、病院の指定する方法により行うものとする。
- (2) 許可する範囲は、本仕様書に定める機器を設置する範囲及びこれを運営する設備であり、当該機器の使用にかかる債権または債務は設置者とその使用者のものであり、病院は一切関与しない。

5 許可条件

(1) 権利譲渡等の禁止

許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸しないこと。又、許可物件を定められた目的以外に使用しないこと。

(2) 現状変更の制限

許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、その旨を文書で申し出て、病院の許可を得なければならない。

(3) 使用状況の立入調査

病院は、許可物件の管理上必要があるときは、使用状況について調査することができる。

(4) 滅失・損失の責任

設置者の責に帰すべき理由により行政財産に損失を与えた場合は、設置者がこれを賠償しなければならない。

(5) 原状回復

許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し、当院職員の検査を受けた後返還すること。

(6) 衛生管理

使用場所は絶えず衛生面に注意のうえ清潔を保持し、いやしくも行政財産の使用にあたって、他の指弾を受けないよう厳に注意すること。

(7) 故障対応

設置機器の故障に対しては迅速に対応できる体制をとること。

(8) 施設使用料等の納入

施設使用料は、当該月分を月末までに納入すること。

(9) 個人情報等の漏洩の禁止

設置者及び設置者の従業員は、病院内で知り得た患者の個人情報その他の情報及び病院の業務内容を他人に漏らしてはならない。許可期間の満了及び許可の取消後も同様とする。

(10) 協力

当院が病院の施設・設備の整備・修繕等を行う場合や、患者の治療上若しくは病院の施設管理上やむを得ず許可場所の使用等を制限しなければならない時は、誠意をもって協力すること。

(11) 問い合わせ等の対応

許可物件についての利用者等からの問い合わせやクレームに関しては設置者が対応すること。

(12) その他

この許可の内容に疑義が生じた場合は、全て病院の決定による。

6 許可の取消等

病院は、次の各項の1に該当するときは、設置者に対する使用許可を取り消すことができる。

(1) 設置者が許可条件に違反したとき。

(2) 設置者が仕様で定める内容を適切に履行しないと病院が判断したとき。

(3) 当院において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要性が生じた時。

7 許可の取消等での対応

設置者は、行政財産の返還要求を受けたときは速やかにこれに応じなければならない。なお、許可期間が満了した場合又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等または許可が取り消されたことによって生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

8 システム利用料金変更の制限

設置者は、当該使用許可の目的が入院患者さんのアメニティの向上を図ることであることを十分認識し、当該システムの利用料の変更は原則として行わないこと。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を病院に文書で申し出を行い、病院の承認を得なければならない。

9 設置及び維持に要する費用

- (1) 機器の搬入、据付、調整等の設置費用、NHK受信料、機器の定期点検、その他設置に必要な全ての費用は設置者の負担とする。
- (2) NHK との協議・契約は設置者名で行うものとする。
- (3) 契約満了時、設置者が設置したテレビ等の撤去・廃棄はすべて設置者の負担とする。ただし、病院が撤去不要としたものは対象から外れる。

10 維持管理

(1) メンテナンス体制

設置者は、機器の故障や事故等が発生した時は、すみやかな対応ができる体制をとること。

なお、維持管理に当たる者は、必ず身分証明書を携帯し、会社名及び氏名を記入した名札をつけること。また、夜間等についても、設置者は常時病院と連絡が取れる体制をとること。

(2) メンテナンス範囲

- ① 患者退院時の清掃は、病院の要請に基づき、速やかに行うこと。なお、退院時清掃の際の作業は以下のとおりとする
 - ア テレビ、冷蔵庫、床頭台の清拭及び消毒
 - イ 床頭台及び冷蔵庫内の忘れ物チェック
 - ウ テレビ、リモコン、冷蔵庫の動作チェック
 - エ その他、病院が必要と認める事項（特室のテレビ、冷蔵庫の清掃等）
- ② 機器の故障対応、リモコンの電池補充、その他設置機器のメンテナンス等は、全て設置者の責任で行うこと。
- ③ カード販売機へのカード補充及びカード精算機への精算金補充は、患者サービスに支障をきたさないよう、設置者の責任で確実にを行うこと。
- ④ 機器の故障により患者及び病院に損害が発生した場合は、設置者がこの責を負うものとする。

(3) 病院の責務

病院は、設置者が設置した機器を善良な管理下に置くものとする。ただし、設置者の機器の紛失ならびに金品の盗難を発見した場合は、速やかに警察へ通報する等の対応を行うとともに設置者に報告するものとする。なお、この場合の損害については、病院に重大な過失がある場合を除き、設置者が負担するものとする。

11 その他

(1) 設置業者更新の際の引き継ぎ

設置業者が変更になった場合は、設置者と現在の設置業者は協力して、システムの移行が円滑に行われるように適切な引き継ぎを行い、患者及び病院への影響を最小限にするよう努めること。なお、引き継ぎに必要な費用は設置者及び現在の設置業者の負担とする。新業者は平成30年1月1日からの許可となるが、病院の状況も勘案し、旧業者と調整のうえ平成30年1月31日を目処に引継ぎを終えること。

(2) 事業運営期間中、周辺設備の仕様変更があった場合、本仕様書に記載のない事項については別途協議の上定めるものとする。